

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第8回代表者会

2 開催日時

平成19年3月8日(木)午後6時30分～午後8時35分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 特別会議室

4 出席した者(傍聴人を除く)の氏名(敬称略)

・委員(代表者)：12人中11人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、岸本八千子、種岡淳一、宮下敏雄

・事務局

高橋企画政策課長、中澤企画調整係長、米山主任
笹川法務室長

5 議題(公開・非公開の別)

(1) 制定体制の再変更について(公開)

(2) 市議会自治基本問題調査特別委員会との第2回意見交換会の内容を踏まえた
考え方の整理について(公開)

6 傍聴人の数

なし

7 内容

(事務局：米山)

- ・ 先日の市議会自治基本問題調査特別委員会との第2回意見交換会においては、大変お疲れ様であり、事務局としても感謝申し上げたい。
- ・ その会議録を事前にお渡しすることができず、本日この場でお渡しさせていただくこと、及び今回のご案内を電話で連絡させていただいたことについて、お詫び申し上げます。
- ・ 本日の内容についてご説明させていただきたい。まず、制定体制の再変更についてご説明させていただいた後、先日の第2回意見交換会の内容を踏まえた考え方の整理を行っていただきたい。
- ・ 意見交換会では、特別委員会あるいは個別の会派の皆さんからいろいろなご意見をいただいた。第1回目の意見交換会后と同様に、いただいたご意見について、まずは代表者会として考え方の整理を行っておいてから、他の項目の条文化へ向けた整理を進めていくべきと考え、本日はその考え方の整理を行わせていただきたい。そして次回から、他の項目の条文化へ向けた整理の作業を進めさせていただきたい。

(1) 制定体制の再変更について

(事務局：米山)

- ・ 制定体制の再変更については、1月18日に開催した第6回代表者会で皆さんにご意

見を伺っていることであるので、ここでは口頭で簡単にご説明させていただきたい。

- ・ 先日の第2回意見交換会の閉会のご挨拶の中で野澤企画・地域振興部長が申し上げたが、当初予定していた自治基本条例策定検討委員会は設置せずに、みんなで創る自治基本条例市民会議において引き続き条文の形への整理を行っていただき、それと並行して行政内部に庁内検討委員会を設置し、その庁内検討委員会が行政としての考えを整理しながら市民会議をサポートさせていただく形で、最終的に市民会議に条例案をまとめていただくという形に再度変更をさせていただいた。
- ・ また、素案の策定期間について、予定ではこの3月末とさせていただいているが、全部の項目を整理していくには、まだ何回か代表者会の開催が必要な見通しであることから、4月もしくは5月くらいまで、引き続き代表者会で整理をしていただくことをお願いしたい。
- ・ この制定体制の再変更については、2月16日に開催された市議会自治基本問題調査特別委員会の中でご相談をさせていただいた。特別委員会の皆さんからは、「市民会議が素案を策定した段階で終了して庁内検討委員会に引き継がれるということではなく、つまり、策定検討委員会の代わりに庁内検討委員会を設置するということではなく、あくまで市民会議の皆さんに最後まで主体となっていただき、そこに庁内検討委員会が行政としての考えをもって意見交換を行いながら、市民会議をサポートしていくという形が望ましい」とのご意見をいただいたうえで、再変更についてご了承いただいた。
- ・ 代表者会の皆さんにご意見をお聞きした際のものとは若干意味合いが修正された部分もあるが、基本的には皆さんにご了解をいただいた内容であり、あらためてご了解をいただきたい。

(2) 市議会自治基本問題調査特別委員会との第2回意見交換会の内容を踏まえた
考え方の整理について

(事務局：米山)

- ・ **資料 1**に、第2回意見交換会で交わされたご意見について、簡単にポイントを整理させていただいた。1枚目が「市議会の責務」について、2枚目が「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について整理したものである。
- ・ 左側の3列については、意見交換の際の主なポイントをキーワード的に項目として挙げてあり、その右側に代表者会と特別委員会の主なご意見がそれぞれ記載してある。表の真ん中の矢印は、どちら側からのご意見か、という方向について矢印で表したものである。
- ・ 左側の3列にある項目を、本日整理を行っていただくポイントとして考えていただき、これらのポイントについて一つずつ整理を行っていきたい。これら以外にも整理すべき点があれば、遠慮なくおっしゃっていただきたい。
- ・ 本日この場で考え方を整理しきれないものもあるかもしれないが、無理に一つの考えを導き出すということではなく、その場合は今後の条文化に向けた整理の際に検討を引き続き行うこととさせていただき、本日はお約束のお時間である、最大で8時30分までとして進めさせていただきたい。
- ・ 会議録を事前にご覧いただいていないので、まずはご確認の意味で、**資料 1**をお読みになっていただきたい。そのためのお時間を10分間ほど取らせていただく。
- ・ また、お手元に比較的最近に制定・施行された他市町村の自治基本条例の事例として、川崎市（平成17年4月1日施行）、大和市（平成17年4月1日施行）、名張市（平成

18年1月1日施行)、平塚市(平成18年10月1日施行)の逐条解説(平塚市のみ条文)を配付させていただいた。市民会議では、初期の学習会の頃にその時点での他市町村事例をご紹介させていただいたが、その後は、あまり他市町村のものに捉われずに意見出しを行い、他市町村の事例については、最終段階で項目に漏れがないかどうかを確認する意味で見たいという方針から、他市町村事例については配付を行ってこなかった経緯がある。しかし、代表者会で集約していくという現段階は、他市町村の事例を見ていく時期であると考え、大変遅ればせながら、これらの資料を本日配付させていただいた次第である。

- また、第2回意見交換会で特別委員会の石平委員からご紹介をいただいた、神奈川県自治総合研究センターの研究報告書(平成16年3月)の中の「モデル都道府県自治基本条例」についても、あわせて配付させていただいた。それぞれ本日の考え方の整理も含めて、今後のご参考としてご活用いただきたい。
- **資料 1**については、書式的に見にくい部分もあるかと思うがご容赦願いたい。ポイントとして漏れているものがあれば、本日進めていく中で遠慮なく何なりとご指摘いただきたい。

「市議会の責務」について

(事務局：米山)

- 「市議会の責務」についての基本的な考え方については、代表者会も特別委員会も概ね同じお考えであった。
- ただ、特別委員会の皆さんから、「市議会の責務」の中に「監視機能だけではなく、政策立案機能、立法機能を発揮する」という点を加えてほしい、というお話があった。これについては、「当たり前なことではあるが、議会として強調していきたいので、ぜひお考えいただきたい」というご意見であった。
- 「議会の責務」と「議員の責務」ということについて、多くの議論があった。代表者会としては、事前に「議員の責務については、市民会議でももちろん当初の段階から議論を行ってきたが、市民からみれば当たり前過ぎることから、わざわざ自治基本条例に規定するまでのことではない」というお考えで統一されており、その旨を第2回意見交換会で横倉委員からご説明いただいた。
- それに対して、特別委員会の皆さんから「それはわかるのであるが」とされたうえで、「議員の責務は、先ほどの議会の責務を忠実に実行することである」、「それぞれの議員は立場が違っており、考え方も違っている。それらを市民に明確に示していくべき」ということで、「議会の責務」の他に「議員の責務」を規定すべきというご意見をいただいた。ここまでが特別委員会として統一されたご意見であった。
- 以下に各党派のご意見として、「議員は市民の代表であり、議会は機関であることから、それぞれの役割と責務は違うものである」、「議会そのものに人格があるわけではなく、市民に直接責任を負っているのは、議会という機関ではなく、個々の議員である」というご意見をいただいた。
- 代表者会のご意見である「市民からみれば議会も議員も一体にみており、議会と議員を分けて規定すると、市民にはわかりにくい条例になるのではないか」ということについて、『「議会と議員を一体にみている」ということもわからないでもないが、「一体にみている」といっても、それはやはり議員をみているのではないか』というご意見をいただいた。
- 代表者会の「議員の責務については、今後倫理条例や議会基本条例などで規定してい

ってはどうか」というご意見について、「ここで倫理条例や議会基本条例を混同させてはならず、基本は自治基本条例であり、今は倫理条例や議会基本条例の話は切り離して考えるべき」とのご意見もいただいた。

- ・ また、「議員の品位と議会の品格保持に努めることを、別の条例等を設けて規定していくべき」との会派のご意見について、代表者会のお考えとしては、「むしろ、そのような品位を有している議員を選挙で選ばなければならない」として、「逆に市民の責務として規定すべき」と主張された。
- ・ また、「議会の権限」という項目を入れるべきとのご意見をいただいた。こちらについては、「特別委員会として一致した意見ではないが、会派からこのような意見が挙がっている」ということであった。
- ・ このご意見を挙げておられる会派によるご説明として、石平委員から詳細なご説明があった。『そもそも「権利」と「責務」、あるいは「権限」と「責務」は表裏の関係にあり、対で規定されるべきである。市民の「権利」に対して、市長と議会は機関であることから「権限」である。市民の「権利」と「責務」、議会の「権限」と「責務」、市長の「権限」と「責務」として、それぞれ対になって規定されるべきである』とのご意見であった。
- ・ 簡単に「市議会の責務」全体について、主なポイントをご説明させていただいた。ほぼ同様のお考えの部分はこのままでよいと思うが、「政策立案機能、立法機能ということを加える」ということについて、いかがか。
- ・ 意見交換会では、代表者会として、「市議会の責務」全体について、いただいたご意見を踏まえてもう一度考え方を整理したい、ということで、ご意見を持ち帰ってきた。
- ・ 石平委員もおっしゃっていたが、通常この議論は逆の議論になるものである。つまり、通常は、市民の立場からは、『「議会の責務」の他に「議員の責務」を規定すべき』として主張し、議員の立場からは、『「議会の責務」に留めてほしい』というような感じになるのだと思われるが、ここでは逆で、市民会議の皆さんは議員の皆さんに遠慮をされ、議員の皆さんは逆に「これではいけない」として、『「議員の責務」を明確に規定すべき』とおっしゃっている。
- ・ たしかにそのとおりで、市民会議としては多少遠慮している部分もあり、「そこまで規定しなくてもよい」ということで「議員の責務」の項目を外したという経緯がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ タタキ台の中で「政策立案機能」や「立法機能」を書かなかったのは、考え方の一つとして、「法律に書いてあることは入れなくてよいのではないか」という代表者会の皆さんの思いがあったことからきている。「政策立案機能」や「立法機能」というのは、「議会の権限」として法律の中に書かれており、『「監視機能」も果たしてほしい』という部分は法律の中には書かれていない部分であったので、そこは強調して書いたわけである。
- ・ 他のところにも絡んでくるが、「法律に書いてあることでも、入れ込んでいってきちんと明らかにしよう」ということが皆さんの考え方としていかれるのであれば、それはそれで書いていけばよい話だと思う。

(3班：小田委員)

- ・ それに関連するが、市民会議でまとめてきた素案というのは、挙がった意見をまとめるという形であるので、挙がらなかった意見というのは素案に載っていないというケースがある。我々の作業の一つの盲点を逆に特別委員会の皆さんにご指摘いただいた

わけである。素案に載っているものを条文として文章にしようと進めてきたので、漏れが出てきている。我々としてそこまで明確に意思を決定してこのタタキ台を作ったわけではないので、ご指摘は非常にごもっともであり、今日配られた最近の事例を見ると「議員の責務」はみんな書いてある。やはり、他市町村でごく当たり前に書かれていることについては、書いたほうがよいのではないかと非常に単純で、深い意味ではないが感じているところである。

(1班：増田委員)

- ・ 関連するが、全く同じで、市民会議の素案というのは「市民の思い」が先行しているが、落ち着いて考えてみると、この自治基本条例というのは「自治の基本を定める」あるいは「市政運営の基本を定める」ものだという原点に立ち返って考えると、基本的なことはやはり押さえて、それにプラスして市民の思いを上乗せしていくというスタイルをとらないと、小田委員がおっしゃるように、やはり抜けてしまう部分が現れてしまうのではないかと。
- ・ もう一つは、他市町村の事例に書かれているような「議会は何をするか」、「市長は何をするか」ということがもし地方自治法に書いてあれば、「わざわざ同じことを自治基本条例に書く必要があるかどうか」という部分があるが、少なくとも地方自治法に書いてないことは絶対に押さえていかなければならないと思う。
- ・ 笹川法務室長がおっしゃったように、場合によっては、「この条例は自治の基本であるから、地方自治法に書いてあってもここで押さえよう」という部分があるかもしれない。そのこのところの調整が私の頭の中でまだできていないので、一旦そのこのところも考えてみる必要があると思っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 全部が全部、「法律に書いてあることも自治基本条例に書く」ということになると、それはまたものすごい文量になってしまうので、「どこまでを書くか」という問題もある。
- ・ 単純にみれば、整合性の問題からすれば、「これは書いてあるがこれは書いてない」という論議になるのかもしれないが、そこは皆さんの「思い」の部分であり、法律に書いてあることを今一度明確にする意味で書いたとしても、それは違法だとかいう話にはならない。

(3班：小田委員)

- ・ それに関連するが、自治基本条例は市民が見るものであり、市民は全ての法律を知っているわけではないので、やはり重要なことは入れたほうが親切であるという気はした。
- ・ 我々は自分たちの素案だけに視界が狭まってしまっているので、なかなか気付かないところを特別委員会の皆さんにズバっとご指摘いただいた気がした。

(2班：田村委員)

- ・ しかし、「これは入れなければならない」という条例の原則というものがあるのではないかと。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「入れなければならない」ということでの原則はない。
- ・ 普通は、法律に書いてあることを敢えて条例に入れるということはあまりしないが、「入れてはいけない」として決まっているわけではない。

(2班：田村委員)

- ・ しかし、それを入れていくと際限がなくなってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そのとおりであり、法律に書いてあることを全部入れるとなると、ものすごい文量になってしまう。そこで、先ほどの「どこまで入れるのか」というところの論議が必要になってくる。

(2班：田村委員)

- ・ 他市町村事例のモデル的なものを参考にしたり、あるいは「上越市としてここだけは欠かすことができない」という部分を入れればよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「上越市らしさ」という話も出ていたが、その中で皆さんが、「上越市の市民としてこれだけはわかるようにしておこう」という思いをどこまで込めるか、ということだと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そういう意味から言えば、この「市議会の責務」の中で、「監視機能」だけではなくて、「政策立案機能」と「立法機能」という、いわゆる役割として重要なものについては、「法律に載っているけれども、改めてこの条例に盛り込んでどうか」ということであり、逆に「議員の責務」の部分については、法律には書いてなくて、市民会議の中では当たり前ということになっているけれども、「法律に書いてないところでも、大切な視点として入れてはどうか」ということで、少し視点は違うが、そういう意味ではあり得ると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 今の面で言えば、あくまで法律上は「議会」というものが「機関」として定められていて、「機関」としての「議会の権限」が法律に定められている。したがって、「議員」そのものの「権限」というものは当然ない事項であり、「それについて上越市としてはどう考えるのか」というところで入れるのであれば、入れていけばよいと思う。
- ・ ただ、法律上「権限」があるのはあくまで「議会」という機関であるので、「議会にだけ求めればよい」というのも一つの考え方であり、そのような形で整理されている他市町村の条例もある。
- ・ 同じような考え方と言えば、『「責務」と「権限」を対に規定する』ということについては、「権限」はみんな法律の中にあるわけである。「議会の権限」、「市長の権限」、そして「市民の権利」として、基本的なことはみんな法律に定まっているので、それを条例に載せなくても、「法律と合わせて見れば対になっている」ということにはなる。ただそれは、先ほど申し上げたように、「上越市の中では、そこはやはり基本的なことであるので明らかにしていこう」ということでいくかどうか、それは皆さんの考え方ということである。

(4班：横山文男委員)

- ・ 今回の議論は、特別委員会の石平委員がおっしゃったように「逆の議論」となっていて、議会の皆さんが「入れないでほしい」とおっしゃって、我々が「入れたい」と申しているのであればわかるが、その逆であるこの場合、どのような文言で入れていけばよいのかがよくわからない。
- ・ 「市議会は政策を立案する」など、このようなことは、「上越らしさ」といえばそうかもしれないが、しかしこのようなことを我々市民から言えるであろうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・そこは、主権者としてみれば、「自分たちが選んだ議員さんたちに、このようなことを行ってください」ということを求めるのは、いけないことではないと思う。

(4班：横山文男委員)

- ・たしかにそうではあるが、最高規範である自治基本条例に載せるときに、どのような文言で載せたらよいのか。特別委員会のまとめの中に、「議員の責務」として4点ほど載っているが、これを土台にして話し合うことになると思う。我々は何もわからないからそう思うのかもしれないが、「議会」と「議員」は同じようなものだと思っており、『「議員」をみているのだ』と言われればそうかもしれないが、やはり「議会」というものを見ている中で、「どの議員が何をおっしゃっているのか」を見ているのだと思う。

(1班：増田委員)

- ・先進地の傾向はどうなっているかという、「あの議員がこの重要法案に賛成したか反対したかを公表しよう」というような条例をつくっているところもある。今やそのような時代であり、私的には、「議員の責務」は当然この条例の中に書いておき、特別委員会のまとめに「別の条例等を設けて」と書いてあるが、別の条例というのは議会基本条例などでそういうことが書かれるわけである。「市民の提案を、政策の提案として受けなければならない」、「議員同士で議論をしてもよい」、「一問一答方式でやりなさい」など、そのようなことを議会基本条例などに書いていくためにも、ここはやはり自治基本条例の中で「議員の責務」として頭出しをしておきたい。
- ・頭出しをしておけば、特別委員会の皆さんが考えておられるようなことが、そのような他の条例でしっかりとできるわけであり、この頭出しがあるからこそ、他の条例が非常につくりやすくなる。このように考えると、頭出しだけはしておいてもよいように思う。
- ・たしかに私たち市民にしてみれば、そのようなことまで書かなければいけないのかという気持ちがあるのももっともな話ではあるが、頭出しということは必要であると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・議会の皆さんも、議会の改革委員会のようなものをつくって、積極的になろうということを今行っておられる。これまでの過去の経緯をみれば、どこの市町村でも議会全般にみれば、「政策立案機能」や「立法機能」というのは、あまり果たされていないというのが現状である。どちらかということ、市長が提案する政策について審議をされることが多く、議会で自らというのはあまり多くなかったということを踏まえておっしゃっておられるのだと思う。それを生かしていくというのも考え方としてあってよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・おっしゃるとおりであり、旧町村議会の実態をみれば、提案されたものを審議するだけであった。議会が自ら提案することはほとんどなかった。そういう過去の歴史を踏まえて議員の皆さんがおっしゃられるのは大変ごもっともだと思う。
- ・今日配付された最近の他市町村の事例を確認すると、川崎市、大和市、名張市、平塚市のうち、前3市は「議会」という項目の中に「議員の責務」が入っている。そういう形が、今はスタンダードになりつつあるように思う。平塚市では、「議員」の部分をさらに別に章立てしている。流れとしてはそのような流れであるように感じたので、あまり今までの議論にこだわらずに、常識的な範囲内のことを書けばよいように思う。

あまり細かいことまでは必要はないと思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ その常識的なことを書くと、失礼になるのではないかと思ったわけである。

(1班：平野委員)

- ・ それは、議員の皆さんのほうから、「そうではなくて、やはりそういうことはきちんとしておこう」というご意見であったので、それは生かしてよいと思う。

(2班：君波委員)

- ・ 私が一つ疑問なのは、少なくとも「議員は議会の中での発言に対しては、市民に責任を負わなくてもよい」わけである。議会の中では許されている行為がある。だから、ご自分が思っていること、考えていることを発言したり、表決に加わったりしてよいということになっているので、「市民と対面して責任を負わなければならない」というのは、取えてないのではないか。逆にそれで議員が拘束されてしまうと、私も意見交換会のときに少し思ったが、さかんに「会派」という言葉をおっしゃられるが、そういったところに拘束されてしまって、むしろ市民のほうがそういう立場で議員の皆さんをみると、議員の皆さんがものすごく活動しにくくなってくのではないか。それでよいのか、という疑問を持った。
- ・ むしろ、「議会人」として権限を与えられているわけであって、「個人」としては何もないのだと思う。「議会を構成する一人の議員」としていろいろな権限を与えられているのだと思う。そういう立場から考えるとどうなのか、という疑問がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 君波委員がおっしゃられることもあるのだと思うが、先ほど増田委員がおっしゃられたように、「議員個々の発言などをきちんと明らかにして、選ばれた以上、責任を負っていただく」というのが一つのトレンドである。そこをどこまで求めるかである。
- ・ たしかに法律からいえば、議会に入ってしまうと、その発言というのは、「自らの良心に従って行う」だけであって、そのことに対して責任を負うことはないわけである。だからこそ、「自由に発言をして、自由に意見を出して、議論を活発化させて行いましょう」という趣旨でもともと法律はそういうになっているわけであるが、そこが今、市民の意識と議員の意識で乖離があるところでもあり、そういう傾向が出てきているところである。代表者会として、それをどこまで求めるか、というところだと思う。
- ・ 「市民も選んでいく責任があるのだから、逆に我々も監視をするために、やらなければならないことはやる」というのも一つの考え方である。

(1班：増田委員)

- ・ 議員も市民から負託を受けて議員になっているわけであり、その部分についてはきちんと市民に説明する責任はあると思う。議会の中の発言は自由であるが、「こういう発言でこうなっている」ということを、選ばれたからにはきちんと説明する責任がある。それが今なされていないので、私たちは選んだけれども、議会の中で何をやっておられるのかさっぱりわからない。選挙のときだけ、これやります、あれやります、というのでは、ますます乖離が出てしまう。言い方は悪いが、もっと優秀な議員が出てくるような仕組みを考えるべきである。選んだ市民が悪いという言い方もあるが、市民が選ぶ目安としての情報の開示もないので、やはりそのあたりはこれからきちんとしていくべきである。本当に上越市のためになる優秀な議員を選ぶということを考えると、ある程度の仕組みは必要だと思う。そのような観点からも、「議員の責務」については自治基本条例で頭出しをしておきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 頭出しだけでもあれば、それに基づいて、例えば議会基本条例なり倫理条例というところにつながる。それがなくてまるっきり独立したものであると、関係性がわからないということもあるので、それは一つの考え方であると思う。

(3班：小田委員)

- ・ それで少し気になったことがあったが、先日の意見交換会で、『自治基本条例に「議員の責務」があれば、敢えて倫理条例などはいらぬ』とおっしゃった特別委員会の委員さんがおられた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは、「自治基本条例にどこまでを書くか」という絡みもある。あまり細かく書けば「他の条例はいらぬ」という話になるし、単に「品位を保持する」という程度のものであれば、その「品位を保持する」ために必要なことをまとめたものとして倫理条例があり、ただそこでもまた「どこまで書くか」ということがあるところである。

(3班：小田委員)

- ・ 増田委員がおっしゃられるように、そのような時代の流れになってきており、もう一つ大きいのは、選挙区について、今までは町や村や市という割合範囲が決まっていたが、5年後の市議会議員選挙からは選挙区が全市一区になるわけである。ますます議員個々の姿が見えるような議会になってもらわないと、数十人の候補者の中から1名だけに投票するわけである。そういう時代も考えると、やはり「議員の責務」も明確に示すことは一つの時代の流れである感じがする。

(4班：横山文男委員)

- ・ 代表者会の皆さんがそれでよいということであればそれでよいが、市民フォーラムなどを通じて私が感じたことは、この特別委員会のまとめにあるような単純な5つくらいのことを「議員の責務」として自治基本条例に書くのは、我々が選んだ議員さんに対して失礼ではないか、という思いがものすごくある。

(4班：横倉委員)

- ・ 横山文男委員のご意見もごもっともであるが、小田委員がおっしゃったように、将来5年後には選挙区が全市一区になってくるわけであり、どんな議員さんが出てこられるかわからないので、ある程度そういうもので規定しておくことは必要だと思う。

(1班：平野委員)

- ・ たしかに、今度立候補なさる方も、そのような「議員の責務」が規定されていれば、そのことを意識して、きちんとやるんだということをご自分で思って立候補しなければならないわけであるので、そういう意味でも必要かなと思う。

(3班：今井委員)

- ・ 本当は、市民は心の底から言えば、それを望んでいると思う。ただあからさまに言えないだけであり、向こう(特別委員会)からおっしゃってきたださったのだから、私はむしろ渡りに舟だと思う。
- ・ 議員さん自身も、やはりそのへんを明確にしたいと思ってらっしゃるのではないかな。やはり、選ばれる以上は、そういうことも意識しておられるのだと思う。向こうからおっしゃってきているので、条例に盛り込める、よい理由になると思う。ぜひ入れていくべきである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 私の率直な、個人的な感想であるが、かたくなに市民会議の皆さんが拒む理由もあま

りないように思う。もちろん横山文男委員のお気持ちも理解しているが。

(6班：宮下委員)

- ・ 皆さんの話を聞かせていただいて、平たく考えると、「生徒手帳を持っている子どもが、今度は大人になって、大人の手帳を持った」という程度の判断をするならば、「これ一冊あれば(自治基本条例だけを読めば)だいたい行動ができる」というものの作り方も、一つの方法かなと思う。もっと掘り下げたいという人には、法律に書いてあるのだからそれを見てくださいと。
- ・ 増田委員もおっしゃっていたが、少し頭出しをしておいて、もう少し勉強したいという人は、掘り下げていけばよい。こういう方法も、一つの記載の仕方だと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 全部入れていったら、それこそ何百条というものになってしまう。そうなる誰も読まないという話にもなるので、ある程度のところで、ということになると思う。
- ・ 条例として、普通読んでもらえるのは、条の数からすれば、せいぜい30条から40条が限界であると思う。ものによっては、我々が作っている条例では150条、160条というものもあるが、そういうものは、おそらく見る気がしなくなると思う。
- ・ その中で、書ける範囲でコンパクトにまとめていく。最終的な作業としては、そういったことになるのかなと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 自治「基本」条例というのだから、そんな細かいことまでいちいち決めなくてよいと思う。そのために個別条例というものがあるわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 個別条例に任せることは任せればよいわけである。

(2班：田村委員)

- ・ 端的に言って、議員の皆さんと我々がこうやって意見交換を行ったから、こういう問題が出てきて、こういうご意見もあったということであって、極端なことを言えば、議員さんは個人個人が全責任を負わなければならないわけである。自分で選んでくださいと言って立候補して、当選した暁にはこういうことをやりますと言っているわけである。
- ・ ただ、その言っている幅は、あまりにも個人差がある分野もなきにしもあらずだが、国の政党のように、何党だということがはっきりしていれば問題はないが、市議会の場合は個人が選ばれる選挙であり、国も個人で選ばれることはたしかではあるが、比例代表というものもあり、市議会議員選挙も将来はそういうものを考えてもよいのかもしれない。
- ・ 5年後には、地方自治法による議員定数は最大で38人にまで減るわけである。今の48人が38人以下に減るわけである。選挙制度が将来どうなるかはわからないが、基本的には議員個人である。

(3班：小田委員)

- ・ 合併協議で、今の5年後の定数も決まったし、全市一区でということも決まったと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 定数は決まってははいない。定数の38人は法定条件である。定数は38人の範囲内で条例で定めなければならない。それはこれからの話である。38人が上限であるので、例えば30人にしてもよいわけである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 特別委員会のまとめの中の「議員の責務」の中に、「市民の代表として普遍的な利益のために活動する」という部分がある。これも、もちろん今の議論の中で当たり前ということになるかもしれないが、こうしたものが挙がってきた背景として一つ考えられるのが、合併前の上越市の区域にも地域自治区を導入して、普遍的なものにするという中であって、地域協議会の委員さんを選任投票で選んだとき、議員の役割というものが変わってくるということがある。これは議会の勉強会のときに辻山先生もおっしゃっておられたが、最後に、もし全市的に地域自治区が導入されて、地域協議会の委員さんが同様に公募公選制で選ばれたとすると、今の市議会議員の皆さんの役割というのは、あくまで全市の問題を中心に考えていく役割になり、「地域のことだけを考えていく議員というのは淘汰される」というようなお話もあった。そういった背景もこのまとめの中にはあるようにも思う。その辺も、今、ただ単に当たり前ということではなくて、さらに一步踏み込んで強調したい、というような思いも議会の皆さんのほうから出たのではないかと、というふうに思っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 議会の皆さんも、「変わらなければいけない」という思いはお持ちなわけである。

(6班：宮下委員)

- ・ こうやって議論をさせていただいた中で、今、各自治体のニュースになってくるのが、議員による、議員のお手盛り政策によって、非常に市民に迷惑をかけているケースが見受けられることである。例えば、上越市の面積が広がったから調査費を増やせ、ということもお手盛りだと思う。こういう歯止めは必要だと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それをやるときには報酬審議会というものが別にあって、審議会の諮問答申を経なければならず、それは勝手にやっておられるわけではない。

(6班：宮下委員)

- ・ そういうことにブレーキをかけるという意味で、自治基本条例に書いておくべきだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その部分は個別条例ということになるかもしれないが、頭出しがある中で、今度は倫理条例や議会基本条例などに結びついていく、という形にせざるを得ない気もする。

(事務局：米山)

- ・ そろそろ、ここについて整理をさせていただきたい。
- ・ 「議員の責務」については、今ほどの頭出しという観点から、次の倫理条例なり議会基本条例なりにつながっていくような程度の規定は入れていこう、ということでのよしいか。

(2班：君波委員)

- ・ たしかに、当たり前のことではあるが、そうでなくなることにブレーキをかける意味で、そういうところをサラッと書いておくことはよいと思う。

(事務局：米山)

- ・ では、そのような整理でよしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：米山)

- ・ 「政策立案機能、立法機能」のところについて、もう一度整理をさせていただくと、これは基本的に法律に書いてあることであるが、基本的な部分は入れていこう、常識の範囲内で、という先ほどのお話であったが、それでよろしいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 細かい権限のことではなくて、この特別委員会のまとめに書いてある程度の言葉で、法律に基づいてもっと権限を発揮してほしい、ということがわかるような感じでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：米山)

- ・ 「責務」と「権限」のところについては、どう整理していくか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たしかに「対」ということはわかる。権利と義務は裏腹である。

(5班：種岡委員)

- ・ これまでの市民会議での検討の流れでは、市民については「責務」は敢えて入れなかったという経緯がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ こういう「権利」があるということで、市民については「権利」のみを書いている。
- ・ そういう意味では、「市民の責務」とは裏腹の意味で、今のところで、議員の選び方など、そういった部分の責務を課すというのは、考え方としてはあると思う。ただ、「選ぶようにしましよ」という程度の標語的なものになる。投票はあくまで個人の良心に従って個人が行うことであり、それを制約するような書き方はできない。

(3班：小田委員)

- ・ そのところは、日本と社会主義国家の違いである。日本は投票の権利はあるが義務はない。だから罰則はない。しかし社会主義国家は罰則まである国がある。
- ・ 私は、あまり市民に対して「責務」というのは、市民に対して「市」という団体が強制するような形になってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「責務」という書き方ではなくて、市民が果たすべき「役割」として、「こういうことをしましよ」という投げ掛け的な書き方であればよいように思う。
- ・ 一方、市長や議会になると、これは「役割」ではなくて「責務」になる。あくまで市民の負託を受けて行っているわけであるから、負託を受けている以上、「このような責務がある」ということで書くのはあってよいと思う。

(2班：君波委員)

- ・ 選ばれて、しかも権限を持つわけであるので、それでよいと思う。

(1班：平野委員)

- ・ どのように出てくるかはわからないが、ただパッと感じたのは、「議会の権限」といったときに、何かものすごく大きくて重たいもののように感じてしまうので、もし書くとするれば、その辺をどうやわらげるか。一市民からすると、「議会はこういう権限がある」というと、非常に圧迫感はある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 思いだけを言うのであれば、議会や市長については、「こういうことを果たしてほしい」ということだけを書けば、「市民の思い」として終わるのだと思う。外側の部分

を書く、固くなる。

- ・ 地方自治法に書かれている部分だけではなくて、各種の法律で「権限」という形で書かれているものはたくさんある。市長には都市計画などの許可する権限から始まっていろいろある。それを全部書くというのは当然無理である。
- ・ サラッと書くのであれば、「法令に定められた権限を確実に果たしてほしい」という程度の書き方しかできないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 川崎市の条例では、ごく簡単に書かれている。「議会」の項目の中に「議会の権限及び責務」という項目があり、「議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策立案等を行います」と、非常にさらりと書かれている。この程度でよいのではないかとよくできていると思う。市長の部分も同様である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 細かく書いてしまうと際限がなくなってしまう。特に市長の権限などは数え切れないくらいある。

(事務局：米山)

- ・ それでは、ここはそのような感じでサラッと入れるとして、『市民については「権利」と「役割」、議会と市長については「権限」と「責務」ということで、対として書く』として整理させていただいてよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について

(事務局：米山)

- ・ 「最高規範性」の考え方については、代表者会も特別委員会も基本的に同じ考え方であった。
- ・ 特別委員会の皆さんから、『「国の法令の解釈に当たっても、この上越市の憲法である自治基本条例の主旨に基づいて、国の法令を解釈していこう」ということを加えるべき』とのご提案があった。
- ・ この考えは、次の「改正手続」のところでもかかっているお考えもある。
- ・ 「最高規範性」のところでは、その他の各会派のご意見として、「最高規範性に相応しい条例名称が必要である」、「最高規範性は言葉や文字ではなく、制定後速やかに既存の条例や規則を徹底的に見直すという実行である」、「これまでに制定してきたまちづくりに関する条例について、これまで作り上げてきた精神をしっかりと踏まえながら、自治基本条例に体系化、結晶化していくことが最高規範性につながっていく」というご意見をいただいた。条例の名称はまた議論すべきであるが、他のご意見については、考え方は代表者会も同じであると思う。
- ・ 国の法令の解釈の部分については、後ほど議論していただく必要があるが、その他はだいたいこのような感じでよいのではないかと感じた。
- ・ 次の「改正手続」については、「制定手続」も含めていろいろご意見をいただいたが、ここは、代表者会のほうも実は意見が割れている部分であった。「ハードルを高くして、改正が簡単にはできない方向にしたい」というご意見と、「タタキ台にあるのはあくまでも考えられる手法の一つであって、時代が変わっても簡単に改正ができないようでは困るわけであり、時代の流れや環境の変化に即座に適應できるように、ハー

ドルではなくてシステムとして手続を規定したほうがよいのではないか」というご意見であった。

- ・ それから、「首長が交代したときにすぐに改正や廃止がされてしまうという危惧を考慮すると、ある程度のストッパーは設けておく必要があるが、しかし、全てを住民投票で行う必要はなく、改正に当たっては、市民による検討委員会等を設け、その中で十分に議論を行ったうえで改正を行うべき」との代表者会のご意見もあった。
- ・ 代表者会の「ハードルを高くして改正が簡単にはできない方向にしたい」というご意見に対して、特別委員会の皆さんからは「全く逆の考えであり、変えなければいけないときにはいつでも変えられるようにすべき」とのご意見をいただいた。
- ・ ただ、『「制定」、「改正」については市民の意見を尊重する』ということについては、特別委員会も市民会議と同じお考えであった。
- ・ これらに加えて、「見直し規定」についてもご意見があり、「何年かに一度は（期間を設定して）必ず見直しを行って、必要があれば改正をしていくべきであり、それはすぐ変えられてもよいという意味ではない」ということであった。
- ・ もう一つは、これは会派のご意見であったが、同じように、『「見直し規定」があるから必ず改正を行うということではなくて、一定の期間をみて、環境の変化などをみながら、改めて条例を見直してみ、その結果、必要であれば改正すればよいし、このままでよければこのままでよい、ということで「見直し規定」を設けるべき』とのご意見もあった。
- ・ あとは、全て特別委員会として統一されたご意見ではなく、全て各会派としてのご意見であった。
- ・ 『「制定手続」、「改正手続」に住民投票と特別多数議決を組み合わせる仕組みにすべき』とのご意見や、「特別多数議決は法律で案件が決められているので、通常の過半数議決でよい」というご意見や、「どちらか片一方でよい」というご意見などをいただいた。
- ・ ここについては、特別委員会の皆さんからももう少し検討してほしいということであり、代表者会としてももう一度検討させてほしいということで持ち帰ってきた部分である。
- ・ 「審議会等の位置付け」ということで、山岸議長から、「今、市が設置している各種審議会や市民会議は、対住民との関係の中で全く位置付けにはなっておらず、今のまま全く市民に対して責任のない組織をつくって、そこで議論を行って改正していくというのは、自治基本条例そのものの考え方に逆行してしまうのではないか」とのご意見をいただいた。
- ・ それに対して、増田委員から、「おっしゃるとおりであり、今の審議会というのは、本当の市民の声の反映に全くなっておらず、このままの延長線上でつくったのでは全くの無駄であり、そうではない、何か新しいものを考えていって、それでもってきちんと議論したうえでやっていくべき」というご意見が述べられた。
- ・ 「条例の廃止」については、先ほどのお話のとおりである。
- ・ まずは「最高規範性」のところについてであるが、自治基本条例は、「上越市の新しい自治の基本的な考え方を明らかにして、上越市の憲法として規定していこう」というものであるが、「その上越市の憲法の考え方で、逆に国の法令の考え方を上越市の自治の考え方として解釈していこう」ということについて、栗田委員長からも、「通常は逆で、国の法令の考え方があって、そこに押される部分があって、その範囲の中

で自治というものが行われていたが、これからはそうではなくて、今この地方分権が進んでいく中で、上越市の自治というものを第一に考えて、それをもって地方自治法なり国の法令も解釈していきたい」というお話があった。

- ・ これは、法律論的には、また別の議論があるようには思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 地方分権の流れからすれば、今は「国と闘ってでも独自に解釈できるものは解釈してやればよいではないか」という考え方である。
- ・ そもそも、「国の法令の範囲内でやらなければならない」というのは地方自治法の中に書かれているが、法令に書いてあることを、「解釈の範囲」でできることであれば、「自分たちで好きなように解釈して闘えばよい」というのが今の一つの流れである。
- ・ 明確に駄目だと書いてあるものは無理であるが、明確に駄目だと書いてあったとしても、もう一つは、実際問題、駄目だと言っても、誰も止める人はいないわけである。誰かがそれは違法だと言って、監査請求を出して、訴訟でも起こして、違法だという判決が出てストップがかからない限りは、止められないという部分はある。だから、先進的な自治体なりへ行くと、それは闘ってでもやるんだということもある。それは、市民の意思なのだから、金をかけて闘ってもよいのだ、ということであり、それは皆さんの考え方である。しかし、やる人にとっては、損害賠償請求など、かなりの覚悟も持ってやることになる。それは一つの考え方である。
- ・ 新しい上越市をつくるという中で、もちろん法令の範囲内でやらなければならないことはわかっているけれども、上越市をつくっていくに当たっては、国の言うことばかり聞くわけではなく、自分たちできっちり考えて、自分たちの考え方で進んでいくのだということを明らかにするという意味では、そういうことがあってもよいのではないか。それだけ市民の皆さんの責任も重くなるということであるが。

(3班：小田委員)

- ・ 特別多数議決というのが、そこまでしなければならない性格のものではなくて、私から言うと、もっと別のところに「上越市らしさ」ということで、別のところを出していったほうがよいように思う。
- ・ 以前からいろいろ申し上げているとおり、我々の後の時代に、変な形の制約を残すことは適切ではないのではないと思う。皆さんも思っておられるのは「慎重に変えてほしい」ということであり、「突然廃止されたり、突然改正されたりするのは困る」ということであって、その一つの手段として、例えば特別多数議決とか、そういうものが出てきているのだと思う。
- ・ 私としては、やはり、過半数というのが民主主義の基本であるので、問題は、どういうプロセスを経なければ改正できないとするかである。私どものタタキ台は、云わば議員の皆さんの琴線に若干触れたのだと思う。要するに、「検討委員会に諮って賛成を得たうえで」と書いてしまったので、代表権のない検討委員会では、という話になったわけである。
- ・ 東京都清瀬市や埼玉県鳩山町の2つの条例だけに書いてあるが、「市はこの条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるための処置を講じなければならない」とある。「適切に反映させるための処置を講じなかったら、改正してはいけない」ということが書いてある。これらの思いは、「きちんとやってほしい」というそこである。市長が交代して、市長がこの条例を気に入らないからパッと改正する、というようなことを恐れているのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その書き方であると、意見を聞くやり方はお任せになってしまうので、それこそ、自分が好きで選んだ人だけでつくった審議会でも、「聞きました」という言い方もできるであろうし、それを恐れると、やはり住民投票を組み合わせるとか、先日もお話があったが、公募で集まった委員さんによる審議会をやるべきだとか、あるいは手法の一つとして特別多数議決というのも考えられる。
- ・ 今回、自治基本条例にきちんと「議会の責務」、「議員の責務」を入れたとすれば、より民意を代表した議員さんたちなのであるから、その議員さんたちで特別多数で議決したのだから、ということになってくると思う。どのシステムを選択するかというのは、市民の皆さんの意思だと思う。

(2班：君波委員)

- ・ 私も今の考えに同感である。
- ・ 特に、自治基本条例だからこそ、議会も行政の長も簡単に変えられないという性質のものでなければならぬと思う。他の条例は簡単に変えられてよいと思うが、自治基本条例に関しては、そういう意味では、なかなか発議もできなくなり、かなり制約が出てくると思う。ましてや、「議員の責務」も入ってくるわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 特別委員会の会派から、「簡単に変えられては困る」という部分が出ているのは、全体像がまだ見えておらず、何が書いてあるのかわからないからということもある。書いてあることがある程度見えてくれば、これだったらそう簡単に変わるはずがない、ということになるかもしれない。代表者会の皆さんも、特別委員会の皆さんも、全体像がまだ見えていない部分がある。

(2班：田村委員)

- ・ 今日配付された資料の、神奈川県自治総合研究センターがまとめたモデル自治基本条例の条文ごとの解説をみると、「改正要件」のところで、「この条例の改正は、議会における出席議員の3分の2以上の賛成により行われなければならない」という条文があり、このように模範的なものとして示しているものがあれば、特別多数議決というのは決して悪いことではないのだと思う。
- ・ 原則的には、過半数をもって議会は議決を行うのだと思うが、このように最高規範性を持たせるのだという立場、建前からいったときには、やはりこのモデル条例に示されているように、3分の2が適正か、4分の3が適正かはわからないが、「ハードルを高くする」という言葉を使うのはよくないと思うが、平たく言えば「歯止め」という言い方をしたいが、普通の議決でなく特別多数議決というのは必要なのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 最初に笹川法務室長がおっしゃった、法令の解釈については、室長のお考えのとおりでよいと思う。まさに私どもが今まで考えていなかった部分であり、そのくらいの覚悟でやっていくべきと思う。
- ・ 「改正手続」については、今ほど田村委員もおっしゃったが、一つは、住民自治の憲法であるということからいうと、「議会だけで議決をしてしまってもよいのか」という部分があり、やはり市民を巻き込んだシステムが必要ではないかと思う。住民投票に代わるか、それに等しいくらいのシステムを考えて、そのシステムのことをここに書き込んで、必ずそのシステムを通り抜けないと議会に持っていけない、というような仕組みをつくると、まさに住民が自ら考えるという条例になるだろうというふうに思

うので、ぜひそのような方向で行けたらと思っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その議論のところで、憲法の改正手続の話も少し出ていたが、憲法では3分の2の議決のうえに、さらに国民投票ということになっている。そこまで重くやるのがよいかどうかは、国の憲法であれば違うのであろうが、自治体の条例としてつくった場合、どうしても「上位法令が変わると言葉を変えなければいけない」というようなことは想定し得るものである。その場合に、ちょっとした法令が変わったことによって条例の言葉を変えなければならなくなった場合に、その手続まで全部とらなければいけないかというところが、おそらく、特別委員会の会派の方々がおっしゃる「改正が難しくなりすぎないほうがよい」ということの裏にはあるのだと思う。
- ・ 該当する案件を分けるということもできなくはないと思う。ただ、この場合は通常の過半数議決で、この場合は特別多数議決だということを、どのように書くかということがある。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 難しいとは思いますが、例えば、「実質的な内容が変わらない場合は」など、その場合は、例えば住民投票にかけないとか、あるいは特別多数議決の例外にするとか、そういう工夫の仕方があるのではないかと。法令に伴って、文言を一文字変える、あるいは、例えば「障害」の「害」の字を平仮名の「がい」にするなど、そういう改正のときに、わざわざ複雑な、あるいはハードルの高い手続というのもどうかと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 基本的に流れていることは、やはり住民投票の常設型を簡単に変えてもらっては困る、ということが本当の基本に流れており、その流れを汲んで、この「最高規範性」と連動させて、自治基本条例は簡単に変えることはできないのだとしたいということが、我々市民の思いであって、議員さんとしては、端的に言えば都合が悪いわけである。
- ・ 先ほども笹川法務室長がおっしゃったように、法律に違反しても、訴訟が起きて事が決まるまでには相当の時間も経つという話もあったように、実際に今国の段階でも、選挙違反をやっても、刑が確定するまでは当選した歳費、報酬を払っているわけである。刑が確定するまでに例えば4年かかったら、選挙違反をしながら、任期と同じ報酬をもらっていたということもあるわけである。
- ・ したがって、法律の解釈というものは、抵触していても、実際に罰則規定がないとか、それが無効だというものがない限りは、可能だというふうにとれるのだと思う。スレスレのところまでの自治基本条例をつくらうとは思わないけれども、一応、ものの考え方としては、「上越市らしさ」や「上越市の特色」を出すとしたら、やはり研究する必要もあるように思う。
- ・ 先ほどの話で、全部で40条くらいまでということになると、今、我々が大項目として挙げただけでも17項目ある。前文や目的、主旨などもあったとすれば、40条であるのかどうか、という気もしないでもないが、いずれにしても、わかりやすく、使いやすい、ある程度見直しも必要かもしれないが、見直しをしても必ず改正しなければならないという基本ではないと思うので、見直しをするならするでよいと思うが、いずれにしても、特別多数議決というのは生かすべきだと思う。
- ・ 最終的には議会が審議して決めることではあるが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ おっしゃるとおり、最終的には議会が審議をされて、修正をされる権利をお持ちであ

る。

(事務局：小田委員)

- ・ 特別多数議決にした場合に、先ほどのような非常に簡単な部分というのは、何も問題なく改正されると思う。簡単な問題を改正するときに、全部住民投票とリンクさせてしまうと問題になる。そこが非常に難しい問題である。普通、小さな案件を住民投票にかけようとする、何をやっているんだ、ということになってしまう。
- ・ 単純に過半数議決をとるか、特別多数議決をとるかしかなくなってくると思う。小さな改正が起こるということを前提に考えなければならない。

(1班：平野委員)

- ・ ただ、先ほど高橋企画政策課長がおっしゃったように、全部一律ではなくて、ここまでのものについては、いわゆるハードルを高くしないで、簡単に換えられるように、しかし、全体的な内容に関係して大きく換えなければならないときには、難しくするというような二段構えでないと、全部一色端にしてしまうと、非常にやりにくく、変な感じがしてしまう。
- ・ 大元は、市としての揺ぎない基本的なものであり、ここを簡単にいつでも換えられるとしてしまうのは、やはり抵抗はある。これだけ私たちが審議して、せっかくなってきたものを簡単に換えられては困る。しかし、多少の字句であるとか、いわゆる時代に合わなくなって、言葉を平仮名片仮名にというようなことまでは、大きな手続は必要ないと思う。二段構えという先ほどのお話に賛成である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 例えば、今の「障がい者」という言葉にしても、「がい」の字が今話題になっているが、今の段階では、法律では「害」の字を使っているが、これを今の段階で平仮名に変えるとすれば、住民の皆さんの考え方というものがやはりあると思う。障がい者の団体の方でも、「逆にそういうことを言うのが差別だ」とおっしゃる方もおられる。そういった改正の仕方の場合、やはり皆さんの意思を聞かなければいけないという状態になるかもしれない。逆に、国の法律で「害」を「がい」に変えてしまえば、もう従わざるをえない部分もあるので、それは皆さんに聞かなくてもよいのでは、ということにもなる。同じ「字句の訂正」でも、難しいことは難しい。そこら辺をどこまで線を引くか、というところである。
- ・ ある意味、最初の段階で、どちらをとるかを議会の選択とする、議会の議決でどちらにするかを決めるというのもありかもしれない。

(6班：宮下委員)

- ・ 私なりに解釈すると、「最高規範性=3分の2」という一つの枠で考えてはどうか。一般的なものは、先日山岸議長もおっしゃっていたが、過半数でよいのだと思う。したがって、最高規範性の数字が3分の2なのだとなれば、非常に説明がしやすいと思う。したがって、いろいろ議論されているが、3分の2という数字はよい数字だと思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ たしかにより考えだとは思いますが、物差しの合わせる場所をきちんと謳っておかなければならない。そのときの考えでもって物差しをあてる場所が変わるということになると思う。二段構えはたしかにより考えだと思うが。

(1班：増田委員)

- ・ 例えば、「上位法令に基づいて変えるような場合は単純に変える」、「そうでないもの

については、システムを通して変える」というふうな考え方でどうか。私たちはこれ以上細かいことは知恵が出ないので、一つの方法としてはそのような方法も考えられると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それも一つの考え方であるし、もう一つは、上位法令が変わるのであれば、住民投票は別として、3分の2か過半数かということだけであれば、上位法令が変わって条例を変えようとするのならば、3分の2にしても、議員さんは当然賛成するはずである。そう考えると、そこは全部3分の2でもよいのかもしれない。
- ・ ただ、住民投票のようなものとの組み合わせの部分で、考えていかなければならないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほど申し上げたように、住民投票を入れてしまうと、ニッチもサッチも行かなくなってしまう。

(1班：増田委員)

- ・ 住民投票「的」なものとして考えていくべきと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 「改正」のときに住民投票を入れるとしたとして、では「制定」のときにはどうするかという、「制定」と「改正」の整合性というところも議論していかなければならないように思う。
- ・ 例えば、自治体の憲法ともいわれる自治基本条例であるので、最初の「制定」のときは、住民投票制度を入れましょうと仮にした場合に、では、例えば重要な「改正」、例えば住民投票そのものを変えるというような「改正」の場合、そこには住民投票を入れないでよいのかどうか、という部分がやはり出てくると思うので、やはりその辺の「制定」と「改正」の整合といったところもよく議論をしていかないといけないように思う。

(3班：小田委員)

- ・ おっしゃるとおりである。「制定」のときに、制定のための条例が必要だという話もあった。そのときの議論に、「改正」も3分の2なら制定も3分の2だという話になると、逆にものすごく制約を受けることになる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そういう整合を図るというのも一つの考え方だと思うが、例えば今の日本国憲法では、これは大日本帝国憲法の改正という形になっているので、制定は国会だけの議決で、国民投票というのは行われていない。ただ、今現在の状況からすれば、改正のときには国民投票が必要である。したがって、考え方としては、「制定」と「改正」を切り分けてもよいのだと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 「制定」と「改正」は、必ずしも一致しなければならないということはない。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 憲法を最初に制定したときの理屈はよくわからない部分もあるが、やはり民主憲法ではなかったので、最初にそういう仕掛けを入れなかったのかもしれない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 大日本帝国憲法は欽定憲法、つまり天皇が定める憲法であったので、そもそも国民投票などは必要なかったのだと思う。

- ・ 先日の議論の中でもあったと思うが、「制定」のときにもそういう住民投票を組み込むことで、市民に身近さというか、「もっと自分たちで考えてもらおう」という、そこが意義なのだと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そこで住民投票を行って、初めて多くの市民の皆さんの賛同を得て、制定するというのが、やはりこれぞ上越市の自治基本条例という感じはする。

(3班：小田委員)

- ・ 気になることは、「改正」が3分の2だったならば、「制定」のための条例も3分の2という条例を議会で決める可能性もある。そうすると、大幅修正になってしまう可能性がある。過半数だったならば、我々の考えていることもかなり通るかもしれないが、3分の2になると、通らないものが続々出てくると、何のための条例だろうということになってしまう。議員の3分の2以上の賛成を得るということは、本当にできるのであろうか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 現実的には、ほとんどの議案は圧倒的多数の賛成である。

(3班：小田委員)

- ・ しかし、こうやって議会の皆さんと意見交換を行うと、会派によってお考えがかなり違うということがはっきりとわかる。だから、本当に3分の2の皆さんの賛成を得られるようにもっていくとすると、逆にどんどん中身が骨抜きになっていってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一つの考え方としては、住民投票を行って、過半数の市民が賛成しているのだとなれば、それが先にあれば、議会もなかなか反対はできなくなるということもある。
- ・ もう一つの考え方としては、「制定」を考えれば、わざわざそんな条例を作らなくても、案を固めてからこれを皆さんが直接請求でやるということも考え方としてはある。そうすると市民を巻き込んで、署名活動をしてそれを提案するという形にすれば、市長提案でなくても、市民自らが提案したのだというスタイルをとれば、そこで署名活動や何かやるわけであるから、住民投票を組み合わせる必要はないのかな、というのが一つ、手法としては考えられる手法である。

(1班：増田委員)

- ・ そのときも、議会の議決は必要なのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それはもちろん必要である。しかし、市長が提案したというのと、市民が直接請求で署名を集めて提案してきた条例案というのは、議会にとっては重みがやはり違うと思う。
- ・ 今のこの市民会議での検討は、あくまで市長が提案する形である。極端な話をすれば、選挙で市長が代わったりして、議会は場合によっては賛成しないような場合も考えられるが、市民が直接請求によって提案してきたものをないがしろにするということは、市長にしても議会にしてもできないと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 一番よいのは、市民によるシステムを通して、それで上がっていったものは、市長の裁量に委ねるのではなくて、それを尊重して、その方向でやらなければならない、というシステムを作れば一番よいと思う。
- ・ そのときの、議会の3分の2か過半数かというのは、この話をいつまでも続けても何

時間あっても足りないと思われるので、まずどういうシステムにするか、住民投票にするか、住民投票に準ずるものにするか、まずそこから固めていったらどうか。

- ・ たまたま今回は、これを準ずるというふうに解釈してよいかわからないが、市民会議の多数の公募による市民の皆さんがこうやって検討を行ってきているというのも、一つのシステムだと思う。こういうシステムのものを考えていけば、そして、これから私たちが提案していくものについては、市長はむげには断れない、という仕組みを作れば、非常に市民を巻き込んであるし、住民投票ほどの大掛かりなことも必要ないし、ある程度の市民の動きも巻き込むこともできる、というようなことが考えられるのではないかと思う。そういう方向がよければ、そのような方向で検討していきたいと思う。

(1班：平野委員)

- ・ 例えば、住民投票でも何でもよいが、何かをすることで市民の意見を聞くときに、誰がその説明をしていくか。つまり、興味関心を持っている方というのはほんの一部である。ほとんどの方がわからないという中で、いかに説明をしていくか。その方法というのは、やはりかなり難しいように私は思っている。
- ・ 私たちがNPOを立ち上げたときには、一応こういう人たちでということで各地域をまわって、説明して行って、ある程度理解していただけるような動きはとった。これだけの大きい市になって、これだけ難しいことを、住民の方たちにどうやって理解してもらって、例えば制定や改正のときに説明できるのかどうか、ということが、今少し頭の中で引っ掛かった。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 単純に考えれば、提案する人が説明責任を負うわけであるので、市長が提案すれば、市長が説明責任を負うわけである。市長という立場であれば、我々職員が説明していくことになるであろうと思う。
- ・ 議会で、議員発議で改正案を出すということになれば、出すべき議員さんたちが説明責任を負うわけであるので、議員さん自らが足を運んで説明していかなければならないのだということになる。
- ・ 市民の直接請求的なもので変えるということになれば、それは請求する代表者の市民がいて、皆さん仲間がいて署名を集めるわけであるので、当然、そういうのを説明しながら署名を集めていくという話になる。
- ・ 実際的には、市長提案でなければ、かなりの労力が必要であり、苦しいとは思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 他市の議会の議事録をみるとあるが、議員提案があって、「提案者に説明を求めます」というと、議員が提案に出て、そして議員同士で議論を闘わせている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 議会の議決だけであればそれで済むが、住民投票を組み合わせるとなると、市民の皆さんにどうやって説明するか。おそらく、経費としてはものすごくかかると思う。住民投票1回で、おそらく4~5千万円はかかると思う。それと説明に要する時間と費用もかかる。それは、自治を確立するための費用だと思わなければいけないので、高いとか安いとか言うてはいけないのだと思うが。

(3班：小田委員)

- ・ だいたい3つ4つくらいのパターンに分かれると思う。「特別多数決による方法」、「単独という方法」、「住民投票を伴う方法」、この場合、議決をどうするかは別の話とし

て。あとは、「慎重に審議するために、市民の声を聞くための手段を設けて、そこに諮問等をしてから進めていく」というものがある。

- ・ タタキ台で「審議会等に賛成を得て」と書いたものだから、「代表権のない委員の承認がなぜ必要か」と特別委員会の委員の方がおっしゃられたのだと思う。
- ・ しかし、冷静に考えれば、例えばこの市民会議も、既に2年近くも時間をかけて検討をしている。だからこそ、十分に慎重な議論が行われている。こうやって議員の皆さんとも意見交換ができるし、行政の方々も入ってきてやってきたわけである。私は、システムやプロセスのほうが大事だと思う。
- ・ 住民投票を伴うというのは、どちらかという、「住民によく理解をしてもらって、納得してもらおう」というプロセスになってしまう。それが今の日本でそれができるのか、ということがある。
- ・ 住民投票の場合、例えばの話、投票率の規定もあるものもある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 50%以下の場合が開票しない、というものもある。

(3班：小田委員)

- ・ そういう場合、50%にいかなかったら全部消えてしまうわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 普通の選挙と同じように、50%にいかなくても、投票された中だけで判断されてしまうという話になれば、場合によっては、関心の及ばないような話になれば、投票率が10%を切るとか、そういう話の中で決まってしまうという話もあるわけである。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほど申し上げた3つ4つを申し上げて、我々がどれを選んで、この中に入れていくかという話になるのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 特別多数議決ということであれば、法令解釈の面で闘う話であり、それは皆さんのご意思ということである。

(3班：小田委員)

- ・ そこで私が思っていることであるが、我々は何も議員の皆さんのご意見を聞いたから、それに賛同を得るようにどんどん変えていく必要はないと思う。田村委員がおっしゃるように、譲らないところは譲らないほうがよいと思う。しかし、全く賛成を得られないものを出してもしょうがない。ここはやはり慎重にこの会で考えて、一番市民のためによい制度は何なのかということを考えていくべきだと思う。よく言われるように、最強の手が一番よいわけではない。囲碁でも将棋でも、最強の手というのは、実は一番危ないものである。読みきれないからとんでもないことが起こる。我々としては、ある程度、その辺を考えながら、しかし、やはり担保したいものを担保していく、という道をとったほうがよいのだと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 今の論点を踏まえて、この点については論点整理をしていってはどうか。小田委員がおっしゃるとおり、いくつかの案に集約されると思うので、あとは論点整理をすればわかると思う。
- ・ まだ議論をしていないのは、一定の年数を経て、という「見直し規定」のところをまだ議論していない。残った時間で、その辺を頭出しだけでもしておいてはどうか。

(3班：小田委員)

- ・意見交換会のときに申し上げたが、我々がもらった資料の中では、定期的な見直しを規定していたのは、ニセコ町を含めて4つの町だけであった。今日いただいた最近の事例のものでは、どこもそれは入っていない。ニセコ町がつくった後に、割合早くつくったところが入っているだけであり、今の流れは、定期見直しはないのが一般的な流れだということで、そんなに深く議論する必要はないのではないかと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・国の法令の中でも、定期的見直しが入っているものもある。それはどちらかというと、世論がまだ固まりきってないようなもの、変化する兆しが考えられるもの、これについては、国の政府も一定期間で見直しましょうということを担保したうえで、それを条件に、国会を通していただいているわけである。そういった形のものにしていく。これができた段階で、必要かどうかということをもう一度そこで判断して、決めればよいのかなという感じはする。

(事務局：米山)

- ・ニセコ町がその規定を入れたのは、ニセコ町の解説にもあるが、初めてつくったわけであるので、不完全な条例であるご自分たちで言うておられて、要は「育てていく条例」と書いてあった。そういう意味で、定期的に見直していくと入れたのであり、その後、最初の頃につくった自治体はニセコ町のものを参考につくったものが多いので、それから数年が経って、今50いくつくらいの自治体で制定されて、だんだん議論もだいぶ成熟してきたのではないか。先進の事例を見ながらつくってきているから、ということがやはりあるのではないか。私は個人的にはそう思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・あともう一つ考えられるのは、日本国憲法もそうであるが、解釈論ですっと50何年間いってしまっている。「それがよいのかどうか、はっきりさせることははっきりさせよう」ということで、外国の憲法をみると、「10年とか20年とかで見直しましょう」という規定が入っているものもある。そのように、「きちんと明らかにしていきましょう」という意思をもってやる場合もある。
- ・手続が複雑になって、それまでするのは大変だという話になると、憲法的なものになると、ある程度大雑把な書き方もあるので、そこに解釈の余地というのは必ず生まれてくる。「解釈の中で突っ走ろう」ということになってしまうか、「見直しを入れて、表すことはきちんと表そう」という意思を持つか、そこら辺の判断も一つあると思う。

(1班：増田委員)

- ・例えば、私たち市民が、自治基本条例のこのところはどうしても変えたいというときに、「どうやって発議をするか」というときに、やはり直接請求的なものをしなければ変えられないのか、そのところは、しっかりしていると安心ができるわけである。
- ・「私たち市民の思いをきちんと受け止める仕組みがある」ということがあると、安心していただけるわけである。そういうためには、自治の考え方も年とともに変わっていくということであれば、変えるか変えないかは別にして、今この条例が合っているかいないかを検証する意味でも、一定年数の中に、市民会議的なもので見直しをするというものが必要なのではないか。
- ・これは、先ほど笹川法務室長がおっしゃられたように、憲法的なものであるが故に、余計必要なのではないか、という感じがする。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市民自ら行くとすれば、名称をどんな名称にしようが、条例は条例であるので、地方自治法で定めるところの改正の直接請求というのはできるので、50分の1の署名でということは必ず担保されている。

(2班：君波委員)

- ・ 私もそこは引っ掛かっていた。そこはそういう考えでよろしいわけか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは地方自治法で定められている。
- ・ ただ、50分の1以上の署名で行って、議会の議決が得られるかどうかはまた別の問題であるが、手段としては、それは残されている。

(2班：田村委員)

- ・ 今の国の憲法改正論にしてみても、国民が提案したわけではない。ある一定の政党が言い出しているだけである。国民が盛り上がって憲法を改正しましょうというのが一番立派である。
- ・ 議員さんが、自分たちで都合の悪いところがあるから、改正しよう、近代化していこう、という言い方をしているけれども、実際問題としては、憲法9条を抱えているわけである。例えばの話であるが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 考え方からいえば、ここで今日議論があったわけであるが、「議会の責務」それから「議員の責務」がきちんと果たされて、それがきちんと実行されれば、そういう人たちを信頼すればよいではないか、という考え方でできるものもある。

(1班：増田委員)

- ・ 条例があったときに、その条例どおりに動いているかどうかということを中心に仕組みをチェックするということは、これは必要だと思う。これまでは、それは関係者は知っているが、そうでない人は全然知らなかった。まさに自治の基本条例だとすれば、私たちが思ったとおりに、世の中が、市政が動いているかないかということ、常にチェックしなければならない。そのチェック機関があれば常にチェックができるが、チェック機関がなければチェックする機会がないから、市民はある程度無責任に、つくったからもうよい、というふうになってしまう。そういうことを避けるためにも、一定年数できちんと検証しようという考えは必要かなという気はする。
- ・ これは他の考え方も同じであるが、審議会などで答申を出して、出しっぱなしで、審議会は解散しているので、その答申がどっちに行ったのか行かないのか全然わからないということでは全く無責任になってしまう。だから、入れようという考えをとるのであれば、つくったものがきちんと我々の生活に機能しているかないかを検証していくという仕掛けは必要だと思う。

(2班：田村委員)

- ・ それは私も賛成である。それは見直しとは違うわけである。

(5班：種岡委員)

- ・ 見直しというと、直さなければいけない、というイメージになる。

(2班：田村委員)

- ・ 悪いところがなければ、直す必要はないわけである。そのためには、この神奈川県モデル条例では、政策の評価というものがある。我々は自治の憲法をつくったが、正しく守られているのかどうかという検証というのは必要だと思う。それは見直しではないわけである。

- ・ 見直しというのは、必要に応じて起きるのである。

(4班：横山文男委員)

- ・ その部分は増田委員に賛成である。時代の情勢や、市民の皆さんの参加の具合など、いろいろの面で、いろいろ情勢は変わってくると思う。だからやはり、定期的な周期でもって見直しをして、先ほどおっしゃったように、変えなくてもよいわけであるので、一応、検証という今よい言葉が拳がったが、見直しでもよいと思うが、見直しでも必ず変えなければいけないという意味ではないと思うので、そういうふうに一応期限をきったほうがよいのではないかと、という考えでいる。

(3班：小田委員)

- ・ 「見直し」のところも、「改正」と同じような表現が一番望ましいのだと思う。要するに、見直しといっても「誰が見直すのか」という話である。先ほどの改正のところと非常にリンクしたような、広く市民の声を聞くようなシステムで定期的に見直しを行うというようにすれば、「改正」の元となる問題点もそこで出てくると思う。そういうシステムのほうがよいのではないかと。
- ・ 単に見直しといえば、事務方が確認をして、間違っているところを探して終わってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一つの考え方としては、評価のような形で、検証をする委員会のような機関を設けて、それが常に不断の見直しを行い、その委員会なりは、必要に応じて、議会なりに改正の提言ができる、というような見方もある。ただそれを常設するのかどうかというのはまた別である。
- ・ 今までは市長の附属機関ということで、市長にしか提言できなかったが、今度の地方自治法の改正では、議会の附属機関というのも置けるようになってくるので、議会の附属機関として議会に提言するのだとする考え方もあることはある。

(5班：種岡委員)

- ・ そうすると、一定期間、例えば5年に1カ年度設置するというようなこともできるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それはもちろん可能だと思うが、例えば、この市民会議の論議でも、既に2年以上かかっていることからすれば、見直しもどのくらいかかるかわからない。何が出てくるかわからないので、1年くらいで終わるか、と言われてもわからないと思う。そういう置き方をするときには、その辺が難しい。
- ・ ただ、常設をしておいて、必要なときに集まってもらおうという形なら、というのは一つある。

(3班：小田委員)

- ・ 常設は問題である。常設にすると、委員が固定してしまう。だから、そういう委員が固定するシステムはあまりよくないと思う。入れ替わりが起こらなくなってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ だんだん関心が薄れていくということはあるかもしれない。

(5班：種岡委員)

- ・ こういうものは、名誉職になっては困る。

(1班：増田委員)

- ・ 入れ替わったほうがよいと思う。

(2班：君波委員)

- ・ 常設にして任期を定めておいてやるのはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 結局、どこの付属機関の委員会にしても、任期は定まっている。ただ、再任は拒めないという形になっているので、繰り返しなってしまうところもある。なかなか興味を示していただける方がおられない場合もあるので。

(1班：増田委員)

- ・ 今後は再任を妨げるような方向に行きたいと思う。

(事務局：米山)

- ・ ここで、一応約束のお時間である。
- ・ 見直し規定のところは、検証という意味合いも含めて、改正手続のほうとセットで、もう一度考えていくということによろしいか。
- ・ 改正手続のところは、先ほど小田委員がおっしゃったように、3つ4つなりのパターンで整理をさせていただいて、また議論をしていただきたい。
- ・ 最高規範性の法令の解釈のところは、挑戦していくのだという方向によろしいか。

(1班：増田委員)

- ・ 「挑戦する」というのは、「他の法令に違反してまで、敢えて」という主旨ではなくて、「他の法令の許す範囲で、運用や解釈は極力この指針で運用、解釈していく」という主旨であるので、私は何も問題はないと思う。むしろ積極的にやるべきだと私は思っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 運用解釈であるので、国が示す運用解釈とは違う場合も出てくるが、それはそれで闘えばよい、という話である。

(2班：君波委員)

- ・ 専門的なことはよくわからないが、国の上位法令に対して、自治体が定める自治基本条例については、多少それにそぐわないものがあったとしても、そこに住む人たちがそれでよいということであれば、私は十分対抗できるものだと思う。そういう時代になってきているのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 実際にそういうことを行っているところもある。

(2班：君波委員)

- ・ 地方分権化ということで、そういうものが地方に委ねられてくるということもあって、例えば、我々が今盛んに行っている住民投票に関しても、国益、公益に反するとか何とか言われても、そのやるものが全て地方にきているわけである。地方が決めるようになっているわけであるので、まさしく地方に合った、そういう条例に基づいて、住民の民意を問う、そういう処置をするということになってくるのではないか。それはあってもよいのだと思う。あるいは、当然これからは、そういう面で我々も力を蓄えていく必要があるように思う。

(事務局：米山)

- ・ とても身近な例で言うと、当市の地域協議会は、委員の選任において準公選制をとっているが、この選任投票自体も、国と闘った部分がある。法令の解釈をこちらの工夫で、こちらの信念を貫き通したわけである。選挙という形は地方自治法上どうしても

できなかったわけである。市長の選任権を侵すことなく、投票結果を尊重して、市長が選任するという、こういうことを身近に行っているわけである。そういうことではないかと思う。

(3班：小田委員)

- ・ そのとおりだと思う。選挙違反も存在しないし、市長が選任しないということもできる。

(事務局：米山)

- ・ 市長が選任しないという手段を残さなければならなかったわけである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ それを入れないと、法に違反することになる。

(3班：小田委員)

- ・ これだけの期間、代表者会で議論を行ってきたが、私たちは、市民会議の皆さんと乖離してはならない。かなりいろいろな議論が行われたので、市民会議を開いて、班別でもよいので、皆さんの意見を聞かないと、我々だけで、いくつかの意見があるのでどれにするか、というふうにやっていくのは、少しまずいのではないか。

(事務局：米山)

- ・ どこかの区切り、タイミングをみてやる予定ではいるが、意見交換会に伴う考え方の整理に時間を要したこともあり、少し延びてはいるが、それは当然事務局としても考えている。
- ・ 最低限、代表者会の会議録は全て、市民会議の全委員にお送りしている。

(1班：増田委員)

- ・ 会議録は結構みておられるとの声を聞いている。

(3班：小田委員)

- ・ 会議録を読まれて、言いたいことがある委員もおられると思う。

(事務局：米山)

- ・ おっしゃるとおりであり、事務局のほうには、会議録をお読みになられた委員の方々から、ご意見やご感想がいくつか寄せられている。
- ・ 直接、その次の回の議論の内容ではなかったりした部分もあり、まだ代表者会の皆さんにはお伝えしていないが、その議論をまた行うときに、それらのご意見を皆さんにお伝えさせていただきたい。

(3班：小田委員)

- ・ もう2回も特別委員会の皆さんとの意見交換を行ってきているので、かなり問題がクリアーになってきている。そろそろ集まったほうがよいと私は思う。

(6班：宮下委員)

- ・ 自発的に立候補して委員になっているので、積極的な発言があると思う。

(3班：今井委員)

- ・ どうなったかと心配されておられるのだと思う。

(事務局：米山)

- ・ 市民会議を全員で開催していたときは、会議録は結果しか書いていなかった。この代表者会の会議録については、何故こんなに細かく書いているかということ、一つは、市民会議の委員の皆さんに、代表者会の状況や、臨場感からお伝えしたかったからである。最初は「誰が何をおっしゃったか」というところまで書くかどうか、事務局で議論をさせていただいた。「ご自分たちの班で選んだ代表の方が、代表者会でどんな発

言をされているのか」ということも全部知っていただきたいということから、お名前入りで全部書かせていただいている。

- ・ 逆に言えば、それだけ、ここにおられる皆さんは代表権を持っておられるわけであり、ご発言にも、市民会議の委員の皆さんに対して、重みも責任もあるわけである。

次回の開催日程の確認について

第9回代表者会 日時：平成19年3月22日（木）午後6時30分～8時30分
会場：上越市役所 4階 特別会議室

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 TEL：025-526-5111(内線1452)
FAX：025-526-8363
E-mail：kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。